

「派遣」って、どのように変わるの？と思ったら、ご相談ください！

このような派遣元事業主の方は「石川労働局労働者派遣制度の見直しの特別相談窓口」までご相談ください。

- ✓ 特定労働者派遣事業の廃止に伴い、特定労働者派遣事業から労働者派遣事業に移行するために許可申請を行おうと思っている方、
- ✓ 新たに労働者派遣事業を行うため、労働者派遣事業の許可申請を行おうと思っている事業主の方、
で、許可申請等に係る手続き等について相談したい方

石川労働局労働者派遣制度の見直しの特別相談窓口の設置について

- 1 平成27年9月30日より設置します。
- 2 開庁時間は、石川労働局の開庁時間（8:30～17:15）と同じです。
- 3 労働者派遣事業に関する許可申請・届出書類及び添付資料の作成支援、欠格事由・許可基準の説明等を行います。寄せられた相談に対しては、相談員が懇切丁寧に対応いたします。

派遣で働く方の希望に応じた取組をする事業主を支援します！ (キャリアアップ助成金のご案内)

派遣で働く方の希望に応じて、正社員化や無期雇用派遣労働者への転換を図る事業主を支援します。特別相談窓口からも、担当の窓口へご案内しますので、この機会に是非お申し出ください。

いわゆる26業務の派遣で働く方の雇用の安定の確保について

労働者派遣制度の見直しを理由として労働契約の期間満了後の更新の拒絶や中途解除等により、派遣で働く方を離職させることは、労働契約法第19条により違法となる可能性がありますので、ご注意ください。

「派遣」って、どのように変わるの？と思ったら、ご相談ください！

石川労働局労働者派遣制度の見直しの特別相談窓口

石川労働局 需給調整事業室 076-265-4435

